

環 境 水 道 委 員 会 記 録 (No. 31)

1 日 時 令和6年10月7日(月)
午前10時00分 開会
午前10時13分 閉会

2 場 所 第5委員会室

3 出席委員(9人)

委 員 長	富士川 厚 子	副 委 員 長	河 田 圭一郎
委 員	吉 村 太 志	委 員	田 仲 常 郎
委 員	井 上 秀 作	委 員	本 田 忠 弘
委 員	森 本 由 美	委 員	出 口 成 信
委 員	松 尾 和 也		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

環 境 局 長	兼 尾 明 利	循環社会推進部長	檜木野 裕
循環社会推進課長	稲 田 佳代子		外 関係職員

6 事務局職員

委 員 係 長	伊 藤 大 志	書 記	河 野 裕 一
---------	---------	-----	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第128号 令和6年度北九州市一般会計補正予算(第2号)のうち所管分	可決すべきものと決定した。
2	陳情第32号外3件について	別添陳情一覧表の陳情4件について、閉会中継続審査の申出を行うことを決定した。

3	防火防災活動と災害に強いまちづくりについて 外1件	別添所管事務調査一覧表の事件について、閉会中継続調査の申出を行うことを決定した。
4	他都市ごみの受入処理単価の改定について	環境局から別添資料のとおり報告を受けた。

8 会議の経過

○委員長（富士川厚子君）開会します。

本日は、議案の採決、陳情の審査及び所管事務の調査を行った後、環境局から1件報告を受けます。

初めに、議案第128号のうち所管分を議題とします。

これより採決を行います。

本件については、可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、本件については可決すべきものと決定しました。

以上で議案の審査を終わります。

なお、委員長報告については正副委員長に一任願います。

次に、陳情の審査を行います。

お手元配付の一覧表記載の陳情4件については、いずれも閉会中継続審査の申出を行うことに御異議ありませんか。出口委員。

○委員（出口成信君）陳情の継続審査については賛成をします。ただ、ここで意見表明をさせていただきます。

陳情第150号、城野ゼロ・カーボン先進街区における集合建築物の火災予防条例違反施工の解明について、これは条例違反が明らかになっており、早急な対応が求められます。

また、第191号、生活保護利用者の下水道使用料、し尿処理手数料の経過措置について、これは、この物価高騰の中で生活保護受給者はエアコンの使用を我慢するなど日々節約して暮らししており、早急な対応が急がれます。

よって、この2件の陳情については、10月、11月の閉会中の委員会においての採決を求めます。以上です。

○委員長（富士川厚子君）御意見ということでよろしいですね。

○委員（出口成信君）はい。

○委員長（富士川厚子君）改めて伺います。お手元配付の一覧表記載の陳情4件については、いずれも閉会中継続審査の申出を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

次に、所管事務の調査を行います。

お手元配付の一覧表記載の事件について、次の定例会までの間、調査を行うこととし、閉会中継続調査の申出を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で所管事務の調査を終わります。

次に、環境局から、他都市ごみの受入れ処理単価の改定について報告を受けます。循環社会推進課長。

○循環社会推進課長 他都市からの一般廃棄物の受入れ処理単価の改定につきまして報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

まず、1、経緯についてです。北九州市は、北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンの中核都市として、圏域全体の環境保全と循環型社会の構築を推進するため、関係市町の一般廃棄物を受け入れる際、3つの受入れ原則に基づき、現在、直方市、行橋市、みやこ町、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町の3市5町から受入れを行っています。なお、この3つの受入れ原則とは、1、本市のごみ処理に支障が生じないこと、2、本市と同等以上のリサイクル、減量努力を行うこと、3、本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていることとなっております。今回の受入れ処理単価の改定では、令和7年度から稼働する新日明工場や今年度から始まった新門司工場の延命化工事の影響などにより、令和7年度より北九州市のごみ処理コストの増加が見込まれるため、他都市からの一般廃棄物の処理単価を改定することにしています。

次に、2、改定時期ですが、令和7年4月1日から行うこととしています。

次に、3、改定内容を御覧ください。他都市のごみの受入れ処理単価は、1トン当たり2万5,000円で設定しています。ただし、令和7年度から令和8年度は、経過措置として2万3,000円とします。

最後に、令和5年度の他都市ごみの受入れ状況は表のとおりです。後ほど御参照ください。

以上、他都市からの一般廃棄物の受入れ処理単価の改定に関する報告を終わります。以上です。

○委員長（富士川厚子君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。出口委員。

○委員（出口成信君） 北九州市のごみ処理焼却施設、大規模なままで、ごみの減量というところ

ろに問題があるとこれまでも指摘をしているわけですが、今回、受入れに関しての3原則ですね。この2つ目にあります、本市と同等以上のリサイクル、減量努力を行うことということなんですけれども、調べてみると、行橋市、みやこ町や遠賀、中間地域、これに関しては北九州市と同等かなと思われるような分別、リサイクルに取り組まれていると思うんですけれども、直方市ですね。これちょっと調べてみると、プラスチック容器包装なども月1回ですかね。その他の、例えばプラスチックのバケツとか洗面器、北九州市は資源ごみとして分別の対象になっているわけですが、これも燃やすごみとして出されていると。そういうふうなのが分かったんですけど、これに対して直方市への、指導とは言いませんが、どういうふうに対応しているのか教えてください。

○委員長（富士川厚子君） 循環社会推進課長。

○循環社会推進課長 直方市におきましては、現在、可燃ごみ以外にも、粗大ごみを令和5年度の実績で年間111トン受け入れています。あと、プラスチック製容器包装が年間159トン、ペットボトルが年間109トン、本市に受入れをして、こちらについてリサイクルを行っております。直方市だけではなく、3市5町におきまして年に数回、定期的に担当課長会議というのを開きまして、それぞれの市町村で行っている減量、リサイクルの取組について御報告いただき、今後の対策について進めております。なお、直方市におきましては、受入れ当時、平成13年ですが、平成13年と比べて可燃ごみにつきましてはマイナス18%の減量が現在のところで見られております。今後も減量について、3市5町併せて減量、リサイクルを進めていきたいと考えております。以上です。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 可燃ごみについて18%減ったんだと言っていますけれども、やはりこの中に分別できるものが多数入っているということで、これは減量努力を行うことということになっているんですけど、北九州市と同等以上のリサイクルができないときには受け入れませんよということは結ばれているんですかね、そういうのは。いつまでにやってくださいとかですね。

○委員長（富士川厚子君） 循環社会推進課長。

○循環社会推進課長 何%まで減量してくださいとか、いつまでというところの制限としては無いのですが、北九州市と同等というところがありますので、北九州市が今減量がどれぐらいというのは私どもからも働きかけて、それに合わせた減量をしてくださいという話をしております。なお、製品プラスチックに関しましても、3市5町、もちろん直方市も含めて、それぞれの市町で導入をこちらから促している状況です。

○委員長（富士川厚子君） 出口委員。

○委員（出口成信君） 3原則というわけですから、これを実現できないならば受け入れられませんよという、そういう対応が必要だと思いますので、ここはこれ以上は言いませんが、

きちっと分別に取り組んでいただくように働きかけをしていただきたいと思います。私からは以上です。

○委員長（富士川厚子君）ほかにございませんか。森本委員。

○委員（森本由美君）1点お伺いします。可燃ごみ1トン当たり2万円から2万5,000円に値上げということになりますが、この価格設定はどういうふうにされたのでしょうか。

○委員長（富士川厚子君）循環社会推進課長。

○循環社会推進課長 受入れ処理単価につきましては、本市のごみ処理コストをベースに、受入れのためのインフラ整備などの付随経費を総合的に勘案して単価を決めており、令和7年度から稼働する新日明工場の減価償却や、令和6年度から令和9年度の新門司工場の延命化工事による増加分により改定額を算定いたしました。以上です。

○委員長（富士川厚子君）森本委員。

○委員（森本由美君）では、この値上げした金額でどうかというのは協議はされているのでしょうか。かなりな値上げになると思います。ただ、経過措置というのもありますけれども、3都市と定期的に担当課長会議などで協議しているということですが、この値上げについてはどのように協議はされてきたのでしょうか。

○委員長（富士川厚子君）循環社会推進課長。

○循環社会推進課長 こちらの金額の協議につきましては、昨年度の担当課長会議で数度お話をし、実際に協議を行いました。なお、他都市においても、現在、新日明工場の建設及び新門司工場の延命化工事による増額はやむを得ないとしながら、やはり委員がおっしゃったように2万円から2万5,000円がなかなか厳しいというところで、要望書の提出を受けまして経過措置を設けたという形になっております。以上です。

○委員長（富士川厚子君）森本委員。

○委員（森本由美君）ありがとうございます。ちゃんと各市とも協議をされているので、値上げについてはやむを得ないということで、了承を得ているということですのでよろしいのでしょうか。はい。了解しました。以上です。

○委員長（富士川厚子君）ほかにございませんか。

ほかになければ、本日は以上で閉会します。

環境水道委員会 委員長 富士川 厚子 ㊞